

## 森林土木工事における単品スライド条項の適用について(拡充)

国有林野事業においては、最近の特定の資材価格の高騰を踏まえた請負代金の見直しを円滑な行うことができるよう、国有林野事業工事請負契約約款第25条第5項(単品スライド)を適用することとしています。

### 単品スライド条項とは

工事請負契約約款第25条第5項に基づき、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じ、請負代金額が不相当となったとき」に、請負代金額の変更を請求できる措置です。

### 条項適用の対象とする資材

- ・鋼材類(H形鋼、異形棒鋼、厚板、鋼矢板、鋼管杭、鉄鋼2次製品、ガードレール、スクラップ等鋼材を主材料として構成されている材料を対象にする。)
- ・燃料油(ガソリン、軽油、混合油、重油、灯油の5材料とする。)
- ・それ以外の主要工事材料(平成20年12月拡充)

### 対象となる工事

継続中の工事及び新たに契約する工事

### 請負代金額の変更の考え方

各対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金額の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額(万円未満切り捨て)を発注者が負担。

なお、請求は、購入時期・価格等を証明できる領収書等を添付の上、工期の2ヶ月前までに行うこととされ、その後、スライド額の確定・変更契約により最終請負金額を確定。

平成20年12月25日

お問い合わせ先  
北海道森林管理局  
担当 森林整備第二課、治山課  
TEL 011-622-5219  
(森林整備第二課)  
TEL 011-622-5246  
(治山課)